

【資料 1】

奄美大島海区
漁業調整委員会資料
令和 7 年 8 月 26 日

【議題 1】

漁業権の免許及び変更等について（諮問）

水振第377号
令和7年8月26日
(水産振興課扱い)

奄美大島海区漁業調整委員会会長様

鹿児島県知事

漁業権の免許及び変更等について(諮問)

令和7年5月30日付けで奄美大島海区漁場計画の一部を変更し、免許の内容たるべき事項等を公示したところ、別紙のとおり漁業権の免許及び変更の申請がありましたので、漁業法(昭和24年法律第267号)第70条及び第86条第2項並びに第76条第3項で準用する第70条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

また、漁業権の条件について、別紙のとおり変更したいので、併せて貴委員会の意見を求めます。

令和7年8月
水産振興課

漁業権の免許及び変更等について

1 漁業権の免許及び変更の申請について

(1) 漁業権の免許

大特区魚第33号(クロマグロ天然種苗免許(人工種苗区画へかぶせ免許))

申請者:瀬戸内町漁業協同組合

住 所:鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38番地

内 容:別添免許内容のとおり

(2) 漁業権の変更

大特区魚第16号(新魚種(スギ)養殖に伴う漁業時期の変更(周年化))

申請者:瀬戸内町漁業協同組合

住 所:鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38番地

内 容:別添免許内容のとおり

2 免許の要件について

(1) 免許についての適格性(漁業法第72条第2項第2号)

関係地区において年間90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯うち組合員の割合が2/3以上

260人/260人(100%)

(2) 漁業権の取得又は変更に係る総会決議状況(水産業協同組合法第50条)

特別議決事項(正組合員が半数以上出席し、出席者の2/3以上が賛成)

総会出席状況:91人/117人 決議状況:91人/91人(取得、変更同一数)

3 条件の変更について **【漁業権者】**

上記漁業権の免許及び変更に伴い、魚類養殖におけるいけす(8m×8m)の台数の最高限度を調整するため、以下のとおり条件を変更する。

・大特区魚第31号(大島郡瀬戸内町クマチキヨ崎地先):【瀬戸内町漁協】

180台 → 97台

4 今後のスケジュール

10月1日 漁業権の免許又は変更及び漁業権行使規則認可

漁業権の条件変更に係る指令書の発出

漁業権行使開始

3 奄美大島海区

(1) 区画漁業
ア 魚類養殖業

漁場 番号	漁業の種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件 いけす (8メー トル× 8メー トル) の数の 最高限度	関係 地区	
大特 区魚 第16号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを 除く)小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 11月1日 から翌年 6月30日	大島郡瀬 戸内町浜 グリ崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 32" E 129° 15' 30" 点イ N 28° 12' 27" E 129° 15' 30" 点ウ N 28° 12' 27" E 129° 15' 26" 点エ N 28° 12' 32" E 129° 15' 26"	漁具群の 外角に電 燈その他の の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	19台	大島郡 瀬戸内 町
大特 区魚 第33号 (新設)	第1種 区画漁業	くろまぐ ろ小割式 養殖業	1月1日 から12 月31日	大島郡瀬 戸内町ク マチキヨ 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 08" E 129° 17' 01" 点イ N 28° 10' 18" E 129° 16' 52" 点ウ N 28° 10' 15" E 129° 16' 46" 点エ N 28° 10' 04" E 129° 16' 56"	別紙-1	83台	大島郡 瀬戸内 町

別紙一 1 (天然種苗 大特区魚第33号)

(1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)83台とする。

ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(5,244m²)を超えない範囲
内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。

(2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

3 奄美大島海区

(1) 区画漁業
ア 魚類養殖業

漁 場 番 号	漁 業 の 種 類 個別漁業権 又 は 団体漁業権 の 別	漁 業 の 名 称	漁 業 の 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件 いけす (8メー トル× 8メー トル) の数の 最高限度	関係 地区
大 特 区 魚 第 31 号	第 1 種 区画漁業	くろまぐ ろ(人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12 月31日	大島郡瀬 戸内町ク マチキヨ 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 08" E 129° 17' 01" 点イ N 28° 10' 18" E 129° 16' 52" 点ウ N 28° 10' 15" E 129° 16' 46" 点エ N 28° 10' 04" E 129° 16' 56"	別紙-2 97台 180台	大島郡 瀬戸内町

別紙-2 (人工種苗 大特区魚第31号)

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀
(8メートル×8メートル 正方形) **97台 180台**とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の
形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはな
らない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

○漁業法（昭和二十四年 法律第二百六十七号） (抜粋)

(漁業の免許)

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

(海区漁業調整委員会への諮問)

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

(漁業権の分割又は変更)

第七十六条 漁業権を分割し、又は変更しようとする者は、都道府県知事に申請して、その免許を受けなければならぬ。

2 都道府県知事は、海区漁場計画又は内水面漁場計画に適合するものでなければ、前項の免許をしてはならない。

3 第一項の場合においては、第七十条及び第七十一条の規定を準用する。

(漁業権の条件)

第八十六条 都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、漁業権に条件を付けることができる。

2 前項の条件を付けようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

3・4 (略)

漁業法逐条解説 (抜粋)

第八十六条

2 第2項

都道府県知事が漁業権に条件を付けようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ（第2項）。

免許後の事情の変化により、いったん付けた条件を変更することについては、明文の規定はないが、これが新たな条件の付加とみなせる場合は、海区漁業調整委員会の意見を聞くべきである。また、条件の廃止とみなせる場合には、行政行為の附款という条件の法的性質を踏まえ、明文の規定はなくとも都道府県知事はこれを行えると解されるが、第2項や第4項との規定の関係上、海区漁業調整委員会の意見を聞くことが望ましい。

○漁業法（昭和二十四年 法律第二百六十七号）（続き）

（免許についての適格性）

第七十二条（略）

2 団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

一（略）

二 団体漁業権（前号に掲げるものを除く。）その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう。以下この条及び第百六条第四項において同じ。）を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする漁業権にあつては当該内水面において一年に三十日以上漁業を営む者、河川における漁業を内容とする漁業権にあつては当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下この号及び第五項において同じ。）の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

3 前項の規定により世帯の数を計算する場合において、当該漁業を営む者が法人であるときは、当該法人（株式会社にあつては、公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下この項において同じ。）の組合員、社員若しくは株主又は当該法人の組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主のうち当該漁業の漁業従事者である者の属する世帯の数により計算するものとする。

4～8（略）

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抜粋）

（特別決議事項）

第五十条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による決議を必要とする。

一～三の二（略）

四 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

五 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更及び廃止

六（略）